

令和 5 年度

岐阜医療科学大学外部評価報告書

令和 6 年 1 月

岐阜医療科学大学外部評価委員会

現在、我が国は少子化の進行が続くと予測され、大学運営に関わる見通しも厳しいなか、大学の独自性や社会での認知性、経営の効率化などによる取組みが継続されているものの、課題が山積しています。加えて、令和7年4月には私立学校法の改正により大学役員選出方法の変更や意思決定のあり方の見直しなどが示されるなか、大学経営をより堅実に行うことが求められ、「自己点検・評価」についても内部質保証における組織や意思決定の仕組み等への影響が想定されるところです。

このように大学運営に関わる社会状況が変化するなか、岐阜医療科学大学におかれましては、医療最前線で活躍が期待される優秀な医療技術者の輩出、医療現場における患者に寄り添った人間味あふれる人材育成など、教学分野における幅広い取り組みとともに教育研究活動の向上や経営改革にも継続的な努力を積み重ねておられ、多くの成果を出されています。これらは、不断の質の向上や改善により的確に実施され、情報の共有や周知、発信などが行われていることは内外的にも明確であり、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「評価機構」。）の第3者評価の結果や毎年度大学で行っておられます自己点検・評価報告からも伺えるところです。

評価機構の第3者評価につきましては、前回実施から7年が経過することから来年度（平成7年度）に次の評価が予定されています。来年度以降、評価機構は私立学校法の改正等を見据え「第4期評価システム」を始動されるとのことで幾つか変更が予定されています。その一つとして内部質保証を基準2に入れ替え、基準1の使命・目的を達成するためものであることを強調し、大学運営の全体が内部質保証の基本となるよう位置づけ、内部質保証の「実質化」を促進することとしています。また、記載方法や内容の一部を変更するなど新たな方針で進められます。岐阜医療科学大学の「令和5年度 自己点検・評価報告書」は、来年度の評価機構の第3者評価を見据え、先述の第4期評価システムに準じた基準、項目により作成されており、今年度の外部評価につきましては、1～6の基準のうち基準2（内部質保証）、基準3（学生）、基準4（教育課程）及び基準5（教員・職員）を対象に行うこととなっています。評価機構の評価方法に変更はありますが、外部評価委員会につきましては、自己点検・評価報告書の基準、項目に沿って評価することに変わりありませんので、概ね前年度までと同様のスタイルで進めることとしました。

令和5年度は、高等学校の新指導要領変更に伴う入学試験対応の準備の期間であるとともに、感染症対策など医療系大学独自の継続的な課題も多いなか、岐阜医療科学大学もその例外ではなく必要とされる変更や追加を行い、大学運営を堅実なものにするよう求められています。岐阜医療科学大学におかれましては、引き続き内部質保証の「実質化」に一層取組まれ、社会状況に応じた変革のなかで公共性を有する知の拠点として、大学の個性と特色、特性を発揮されるとともに、教育研究活動等の向上や経営改革を推進されますことをご期待申し上げます。

## 1. 外部評価実施方法

- ・令和5年度 自己点検・評価報告書による書面調査及び実施調査
- ・評価委員による評価報告書作成

## 2. 外部評価スケジュール

- ・書面調査 令和6年9月17日～令和6年11月5日
- ・エビデンス等実地調査 令和6年11月19日
- ・評価報告書提出 令和6年12月24日

## 3. 評価方法

- ・(公財)日本高等教育評価機構の基準を参考に独自に評価
- 外部評価対象：基準2・基準3・基準4・基準5

## 4. 評価委員

牛 江 宏 (市原産業株式会社 顧問) 委員長  
飯 田 晋 司 (可児市教育委員会 事務局長)  
近 藤 清 典 (独立行政法人 地域医療機能推進機構  
可児とうのう病院 看護部長)

## ■評価内容

### ○基準2 内部質保証

#### 評価・・・基準を満たしている

内部質保証の組織体制としては、既に内部質保証委員会として組織化され、自己点検・評価の実施、教学マネジメント、学修実態や成果の把握と可視化、FD・SD活動方針などを所管し、大学運営に関わる重要な部分を審議する体制が構築されていることから、評価機構が求める内部質保証の「実質化」が具現化されており評価できる。

内部質保証のための自己点検・評価については、毎年自己点検・評価委員会にて行われている各事業の点検等を報告書としてまとめるとともに公表されている。合わせて外部評価委員による評価も継続的に行われている。IRについては、委員会を設置し担当部署で情報収集、分析を行い、その結果を学内で共有することで教育や就職支援の改善につなげるなど機能しており、IRの重要性を理解し取組みを進めていることは評価できる。

内部質保証の機能性については、各学部、学科、研究科等それぞれと大学全体でPDCAサイクルによる仕組みで対応しており、その中で学生や外部からの意見の把握、分析等を進め改善などが行われている。学生に対する授業評価アンケートは、学生が教員を評価する仕組みであり、評価の低い教員は授業改善計画書を提出するなど実践的な効果も期待されることから高く評価できる。また、学生アンケートにより大学生活の満足度や不足する点などを把握し、学生目線からの改善につなげている。学外関係者からは、実地研修先や就職先の病院等との意見交換やアンケート調査、保護者との意見交換を行い、意見集約、分析結果については関係部署、組織にて確認し、必要に応じた対策を講じている。なお、学外アンケート等の対象施設については、調査効果をより高めるため、同一施設での継続調査を行うことが望まれる。

基準2の「内部質保証」については、委員会を中心として教学面はもとより大学全体の運営などが機能性高く実施されていることは評価できることから、内部質保証の「実質化」がより高い次元に向かうよう一層期待したい。学生などからの意見を活かし、過密なカリキュラム解消に向けた学科での定期試験の時間割に係る工夫や分散、レポート課題の調整など授業、定期試験の改善の取組みや、学内通学箇所の照明や階段の改修工事等による学生生活面での環境向上の成果は評価できる。

### ○基準3 学生

#### 評価・・・基準を満たしている

学生の受入れについては、各学部、学科、専攻科、研究科ごとに特色ある内容のアドミッション・ポリシーを定め、多様で幅広い学生の募集、入学者選抜、適正な定員管理が行われている。入学者選抜にあたっては、教育目的達成に向けた内容が明記された募集要項やホームページなどが受験者等に周知され、入試区分、募集人員などをはじめとする必要項目を示すとともに、多様な入試方法の採用、大学独自の問題の作成なども行われ、入学者の選考は入試委員会、教授会を経て学長が決定している。オープンキャンパスや入試相談会などは、出張オープンキャンパス、オンライン相談会、入試説明動画やSNSなどを活用して行われている他、近隣の高校5校と高大接続事業も行われている。学生の受入れ数については、令和5年度の入学定員超過率1.01倍と定員に沿って適切に管理されている。

学修支援については、教員と職員による「教務委員会」、「学生委員会」を定例的に開催し、学修支援に迅速に対応できる体制を整備している他、「教育支援センター」では補講や個別指導、自学自習に対する施設開放等、学生自ら学ぶ姿勢等を身に付ける取組みなどを実施している。具体的な学習支援として、入学前教育、入学時オリエンテーション、オフィスアワー、担任制、障がいのある学生対応、中途退学者対応、学生相談室の設置、ポータルサイトの運用、無線LANエリア設置、資格取得支援、パソコン自習室の設置など多くの学生支援に取り組んでいる。特に入学前教育を進めることで大学入学後の自学自習への意識付けや基礎学力の向上につながっている点は評価できる。

キャリア支援については、学生のほとんどが国家試験受験資格を得るために教育課程内で医療機関等での実習を行うなどのキャリア教育が行われるほか、社会的・職業的自立に向けた支援として「就職委員会」等により、学生へのアンケート調査、就職ガイダンスの開催、基礎学力向上のためのWEBテストや講座等の実施、模擬面接・履歴書・エントリーシートの添削などの指導、SPI検査の実施、求人情報の検索システムの導入・周知など、多くの支援策が組織全体で取組まれている。これに加え卒業生等を招いてセミナーを開催するなど就職活動をより身近なものと感じてもらう方策も講じられている。これら社会的・職業的自立に関する支援体制の整備により、どの学科、専攻科においても高い就職率となっている。

学生サービスについては、「学生委員会」を組織し教員と職員等が連携し多方面から学生の意見把握とその反映など、学生生活に係る様々な対応を進めている。奨学金は学生支援機構や自治体等をはじめとする各制度の案内を行う他、大学独自に特待生制度などを設け、学生の授業料に関し費用面からの支援も行っている。継続的な学生

支援対策として、日本学生支援機構の助成を受け、全学生を対象に食費支援として学生食堂で使用できる食券を配布している。その他、学生が授業以外にも充実した学生生活が送れるよう、通学支援としてスクールバスの運行や一部での定期代全額助成、クラブ活動やサークル活動の支援を行う他、心身の相談窓口である学生相談室を設置し相談員の配置と多様な連絡、相談方法による体制とするなど、多方面にわたった支援に取り組んでいる。令和5年度からは大学祭、体育祭が以前のように実施されたことは学生生活にも大きくプラスとなったところであるため、実施内容を振り返られ次年度以降に活かすことが望まれる。

校地、校舎等の学修環境については、大学設置基準を満たし教育目的に沿った配置、規模など充実した施設、設備となっている。関キャンパスと可児キャンパスに分かれているものの学習環境にゆとりがあり、快適性の向上にもつながっている。法令に沿った設備の安全性はもとより、利便性なども確保されているほか、セキュリティをはじめとした日常管理も行き届いている。学修に必要な施設や設備は、講義室、実習室、実験室、コンピュータ自習室など十分整備され、学生ポータルサイトを活用したシステムなども充実している。図書館も関キャンパスと可児キャンパスに設置され、それぞれの学生に必要な蔵書も保有しており、開館時間、内容も図書館の機能としては十分である。また、可児キャンパス図書館は可児市と連携協定を締結し、市民が利用できるなど幅広く活用されている。

基準3の「学生」については、受入れから学修支援、キャリア支援、学生生活のサービス支援、校地や校舎等の学修環境など、それぞれ多くの手法、手段により充実した内容で実施または整備されている。そのなかで、入学希望者が持ち味を発揮できるよう総合型選抜、学校推薦型選抜の評価手段を細かく設定したことや、定員割れの続く薬学部での入学希望者、入学者の増に向けた薬剤師紹介イベントや進学講座に参加し大学をPRする取組みは評価できる。図書館のオンラインによる選書については、新たな利用増につながるきっかけとなるなど成果も出ている。課題であった新学習指導要領に対応するための令和6年度実施の入学志望者への選抜内容の変更等は、令和5年度時点でも十分に認識され対策が進められている。薬学部のキャリア支援については、過去事例がないなか手探りで進める必要があり、手厚い対策を講ずることが薬学部の将来にもつながることから、課題としてしっかりとらえ大学全体で取組んでいくことが望まれる。

## ○基準4 教育課程

### 評価・・・基準を満たしている

単位認定、卒業認定、終了認定については、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定めている。大学全体で「知識・理解の分野」、「思考・判断の分野」、「関心・意欲の分野」、「態度の分野」、「技能・表現の分野」に区分して定め、それを受け学部、専攻科・研究科においても適切に定められている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、進級、卒業認定、修了認定の各基準等については、学則等において明確に示されており、単位認定及び進級基準については学生便覧などで周知されているなど厳正に運用されている。

教育課程及び教授方法については、カリキュラム・ポリシーを定め、学部では基礎となる知識から専門的な知識まで学ぶべき内容を具体的に明示し、専攻科、研究科ではより高度な専門性などの修得内容を示し、ホームページで周知されている。ディプロマ・ポリシーを達成するために定めたカリキュラム・ポリシーは、それぞれ項目ごとに相関関係も明示され、一貫性があるものとなっている。大半の学科、専攻科では文部科学省の養成学校としての指定を受け、その規則に沿った教育課程となっているほか、カリキュラム・ポリシーに沿い教育課程の編成、年間履修登録単位の上限を規定するなど、体系的な編成となっている。各学部、専攻科、研究科ともカリキュラム・ポリシーに基づき、教養教育がしっかり身に付けられるよう基礎的な教養科目及び、専門分野に必要な科目を幅広く取り入れた教育課程になっている。教授方法も学生の理解度を把握しつつ適正な教育の実施や、国家試験対策の支援を行っている他、各学部、学科では、少人数での研究、討議、発表や一部の学部・学科での合同実施など、学部の構成や共通点などを利用し工夫されている点は評価できる。

学修成果の把握・評価については、学生の学修状況をテスト、レポート、論文、面談等で確認するなど、学科、専攻科、研究科ごとに履修内容に沿って多様な方法で習熟度を確認し、学科会議等で検討することで点検が出来ている。国家試験合格が医療従事者等の育成に直結するという大きな目標があることから、学生自身の成績把握、理解度を向上させる工夫など多様な取組みが実施され、国家試験も高い合格率が維持されている。

基準4の「教育課程」については、カリキュラム・ポリシーに基づき詳細な授業科目の設定、工夫された教授、適切な単位認定、進級、卒業認定、修了認定等が行われ教育目的の達成に向けた十分な取組みとなっている。そのなかで、国家試験対策は医療技術者等を育成するため模擬試験、補講、面談等により効果の高い内容で実施され、高い合格率が維持できていること、令和5年度の第1種放射線取扱主任技術者の合格者が倍増したことは高く評価できるため、今後も継続されることが望まれる。

## ○基準5 教員・職員

### 評価・・・基準を満たしている

大学の意思決定については、学長を最高責任者とし「内部質保証委員会」にて全学的な方針の策定を行い、教学効果などの検証、評価等の審議を行っている。教授会等は学長の意思決定に必要となる専門的立場からの意見集約を行う他、内部質保証委員会の他に22の委員会を設けそれぞれの目的に沿った議論、検討ができるよう教員と事務職員で構成されている。教学に関する組織は、学生部、教務部が学生委員会や教務委員会などの委員会と綿密に連携をとっている。学生の基礎教育分野と国家試験対策の支援を目的に教育支援センター、大学の研究活動支援のため研究支援センターを設置するなど、委員会の他にも目的、役割に応じて組織を設置している。

教員の配置については、大学設置基準数を十分に上回る配置がなされ、それぞれの学部では教育目的や教育課程の学修を適切に進めるため、多方面の分野の教員を配置している。採用、昇任等も補充によるものが中心ではあるが、採用については公募や推薦をもとに選考基準などを適切に運用するとともに、昇任については能力評価結果による推薦をもとに選考基準などにより適切に行われている。

教員・職員の研修・職能開発については、「FD (Faculty Development) SD (Staff Development) センター」が組織され、教育内容・方法等への改善につなげるために、教職員を対象に講師を招いた研修会及び事務職員を対象に外部研修会に参加し、業務に対する知識と能力の向上を図っている。

研究支援については、専任教員に対して令和4年度から職位に関わらず研究費を一定額の配分とする一方、公募制の特別研究費の拡大、予算の増額を行うなど、効果的な予算配分に変更することなどにより改善が進められている。令和5年度には教員、職員が連携して研究推進するため、研究業務を一元管理する部署が設置された。研究活動に対しては、不正行為防止規程等を制定しコンプライアンス研修を行い、研究倫理の確立と運用が行われている。また、学内特別研究費の制度により、研究活動を支援するための特別研究費を交付するなど、研究活動への資源配分も行っている。

基準5の「教員・職員」については、学長を意思決定の最高責任者とし学長を補佐する委員会等を設置、機能させることで、教員配置、教職員研修、教員の研究支援などが適切に実施される仕組みとなっている。そのなかで、研究費の効果的な活用を図るため、職位に関わらない一定額支給への変更を行うほか、研究奨励賞の創設や他の研究費の増額などの改革により執行率が向上しており、研究支援がより進んでいることは評価できる。